

関東地方河川堤防復旧技術等検討会規約

(適用)

第1条 本規定は、国土交通省関東地方整備局が開催する「関東地方河川堤防復旧技術等検討会」(以下「検討会」という。)に適用する。

(目的)

第2条 検討会は、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)」等により被害を受けた堤防等河川管理施設の被災状況の検証を行い、被災状況に応じた復旧工法及び出水期に向けた対応の見直し等について技術的助言を行うとともに、今後の地震対策に資する知見をとりまとめる。

(委員の委嘱)

第3条 検討会の委員は、関東地方整備局長が選定し委嘱を行う。
2. 委嘱期間は平成23年10月31日までとする。

(検討会の組織)

第4条 検討会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(検討会の公開)

第5条 検討会の開催については、関東地方整備局ホームページ(以下「地整HP」という)で公表する。
2. 検討会は、原則非公開とする。報道機関等のカメラ撮りは検討会冒頭のみ可能とする。

(資料等の公表)

第6条 検討会配付資料及び議事要旨は、後日地整HPにて公開する。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、検討会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

第7条 本検討会に係わる事務は、関東地方整備局河川部河川計画課が行う。

(附則)

第8条 本規約は、平成23年4月27日から適用する。